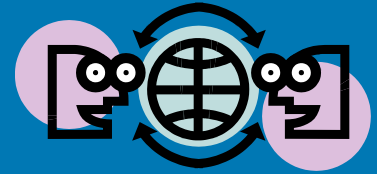




桐



大東文化学園教職員組合連合機関紙
2018年11月14日発行 第1127号

大東文化学園教職員組合連合
〒175-8571 板橋区高島平1-9-1

tel/fax. 03-3935-9505



Facebook
大東文化学園
教職員組合連合

大学組合ホームページ
<http://www.boreas.dti.ne.jp/daito-un/>

この号の内容

- 1 定例総会報告
- 2 信任投票のお願い

大学組合 2017/2018 年度定例総会報告

定例総会開催 投票が行われる

総会を欠席された方は
同封の信任投票用紙の
返送をお願いいたします。
(詳細は2ページ)

大東文化大学教職員組合 2018 年定例総会が、11 月 12 日(月) 午後6時 40 分から 8 時 40 分まで、板橋校舎3号館 101 教室において開催されました。以下、総会の議事について簡単ながら報告いたします。

午後 6 時 40 分、定刻を過ぎたのを受けて沼口委員長が総会の開会を宣言、挨拶がなされました。その後、議長の選出がおこなわれ、中井睦美氏(教育学科)が議長に選出されました。

議長より成立状況の確認がなされ、出席者 17 名、委任状 88 通により合計 105 名となり、大東文化大学教職員組合規約第 15 条及び 16 条により、組合員総数の二分の一以上の出席にて総会が成立している旨の報告が書記局よりなされました。

始めに第一号議案「2017/2018 年度活動報告」について沼口執行委員長が説明を行いました。これを受けて質疑応答が行われ、出席組合員より、非常勤講師の組合加入について質問がありました。現在組合では相談に個別に対応している実績はあるものの、生活の基礎が本学にない場合、組合員資格を有せず加入を受け付けていない状態にありますが、今年度、雇用期限の改正に至る経緯でも組合は要求を重ねてきており、今後は賛助会員の形でも加入を受け付けて声を挙げやすいようにできないか、今後検討する必要を確認しました。その他、組合の組織構成などについての現状を共有した後、第一号議案は満場一致で承認されました。

次いで第二号議案「2017/2018 年度会計報告・会計監査報告」の報告・説明を木谷書記局員と会計監査吉永 圭氏が行いました。組合会計については、今年度も様々な支出の見直しを行いました。欠損金が出て、繰り越している欠損金の額は増えていることが報告され、組合員数の減少による収入減への対策に本格的に取り組む時期に来ていることを訴えました。会計監査については適正に処理されていることが報告され、特に質問はなく、第二号議案は挙手により承認されました。

次に第三号議案「2018/2019 年度活動方針案」の提案と趣旨説明を大杉書記長が行いました。労働強化の実態、情報開示問題と学園のコンプライアンス、組合組織が抱える財政と人手の問題、東松山キャンパスと板橋キャンパスとの労働条件格差をなくしていくこと、教職員の労働強化の実態把握と対応、高校組合との連合における活動方針が出されました。

出席組合員からは、特に学園のガバナンス・コンプライアンスの強化について、組合が一層要求していくことの必要性が訴えられました。教育・研究の充実と会議等の増加に伴う多忙化のバランスについて学園の考えを常に追求し、学園執行部に対し目を光らす存在であることが求められました。組合執行部からは、そのための組合員の情報共有の機会増加が提案され、かつ職場代表者を中心に自主的で活発な参加も呼びかけられました。

活発な議論の後、組合の役割を再認識して、総会は同議案を挙手で承認しました。

目次

- 1、大学組合定例総会報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P1
- 2、大学組合信任投票のお願い ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P2

続いて第四号議案「2018/2019年度予算案」について、大杉書記長により提案・説明がなされました。収入の部では高校組合の庶務・会計業務に係る業務委託費の収入と、引当金取崩額を反映した内容となりました。支出の部の項目については実績に基づく適正な予算配分を行い、各項目について見直された内容の説明がなされ、総会はこの承認しました。

最後に第五号議案として、組合規約の改正案が審議されました。規約の改正内容は、規約第四十一条（組合費）について、平成30年4月の学園規則改正により「特任助手」の身分が制定され、健康科学科・看護学科に特任助手が配置されましたが、組合規約において特任助手の組合費が定められていなかったため、これを学園給与規則の特任助手俸給表に基づき月額300円とするものです。また、既に組合加入希望の方からは暫定的に組合費を月額300円として加入手続きを行い、現在まで徴収しているので年度はじめに遡って規約の施行日とする旨の提案がなされました。

改正案については代議員総会でも承認されたうえで提案されたものですが、組合規約第十四条ならびに第十五条により総会出席者による無記名投票も行われ、出席者の承認を得ました。欠席者については後日組合員全員の直接投票を行うことが確認されました。

その後議事は役員選出のための選挙管理委員の選出に移りました。小池剛史氏（英米文学科）、船木正文氏（教育学科）、渡辺雅之氏（教育学科）、仲田康一氏（教育学科）、深見友紀子氏（教育学科）の5名の立候補があり、拍手にて承認され、互選で選挙管理委員長は小池剛史氏になりました。立候補の受付の後、会計監査を含む11名の候補者が執行部推薦され、選挙管理委員会の下で信任投票が行われました。途中退出者および定例総会欠席者に対しては、郵送で投票を行う旨も承認されました。

以上で総会の議事が全て終了したため、中井議長の職が解かれ、最後に沼口執行委員長が閉会の辞を述べて午後8時40分に総会は閉会しました。

本年も多くの方々のご協力をもって無事総会を成功させることができました。議長を務めてくださった中井先生、選挙管理委員を引き受けてくださった方々、総会に参加・ご協力くださいましたすべての皆さまに改めて心から感謝申し上げます。今後も組合活動につきまして、組合員のみなさまからのご提案をお寄せいただければ幸いです。（書記局）

組合新役員・規約改正信任投票のお願い

■■■【重要】大学組合のみなさまへ■■■

組合新役員・組合規約改正信任投票用紙を返送願います。

組合規約第十四条ならびに第十五条により、
組合新役員信任、組合規約改正のための直接投票を行います。
総会を欠席されました方、また中途にて退席され、上記投票をなさらなかった方は、
同封の投票用紙にてご投票ください。
(該当のみなさまには投票用紙と返信用封筒を同封させていただいております。)

<投票の仕方>

投票用紙は同封の中封筒（茶封筒）に入れ、教職員組合宛返信用封筒（印刷済・切手不要）にて12月5日（水）必着でご返送ください。
返信用封筒には投票者確認のため、ご住所・ご氏名を必ずご記入ください。
返信用封筒にご記入いただきましたご住所・お名前は投票返信督促を行う際に既返信者を除くための情報としてのみ使用し、使用後は廃棄いたします。中封筒は無記名となりますので、投票内容に対する匿名性は守られます。ご協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

組合新役員・組合規約改正信任投票締切

12月5日（水）必着